

身延町サテライトオフィス誘致支援業務仕様書

1. 業務名称

身延町サテライトオフィス誘致支援業務委託

2. 本仕様書の位置づけ

本仕様書は、受託者が実施すべき内容等について最低限度の基準を定めたものであり、委託契約締結時には、受託候補者の提案を踏まえ、変更する場合がある。

3. 業務目的

当該プロポーザルは、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うテレワークや事業拠点分散化のニーズが高まっているなか、本町の地域資源（地域課題・教育機関など）を洗い出し、その地域資源に関連した誘致すべき企業を選定し、本町と進出企業の「メリット」を明確化した誘致戦略の策定を行うとともに、受託候補者の持つ誘致に関するノウハウを活用し、地域に根差した新たなビジネスの創出や地域経済や地元産業の活性化を図ることを目的とする。

4. 業務内容

(1) サテライトオフィス誘致研修

誘致担当職員がサテライトオフィス誘致における具体的手法を理解するための研修を行うこと。実際にサテライトオフィスを誘致している地域での進出企業へのインタビューや地域に定着するために必要な仕組み等について研修を実施すること。現地での研修を実施する場合は、3人参加、2泊3日とし、職員の出張費として1人7.5万円を上限として事業費に含み、実施に応じた額を精算すること。

(2) 誘致戦略の策定

身延町の地域資源（地域課題・教育機関など）を洗い出し、その地域資源に関連した誘致すべき企業を選定し、本町と進出企業の「メリット」を明確化した誘致戦略を策定すること。戦略策定の際は、幅広い意見を集約することができるような手段を考案し実施すること。

(3) プレゼン資料の制作

策定した誘致戦略や誘致に関する情報を企業に届けるためのプレゼン資料を制作すること。また、地方進出検討企業と出会えるイベントで使用することも想定して制作すること。

(4) PRサイトの制作

身延町に進出を検討する企業が自ら情報を取得できるようにサテライトオフィス誘致に関する情報を掲載するためのWEBサイトを制作し、公開すること。

(5) 定例ミーティングの実施

11月から月1回、計5回以上の定例ミーティングを実施すること。ミーティングは、事業の進捗報告の他に、実際に企業を誘致する際に本事業をどのように活用すべきか説明を行い、担当職員が理解を深め、自ら誘致ができるようにサポートすること。

5. 履行期間

契約締結日の翌日から令和3年3月24日まで

6. 成果品の提出

(1) 誘致戦略書 2部（紙及び電子データ）

- (2) プレゼン資料 2部 (紙及び電子データ)
- (3) PRサイトの構築
- (4) 業務報告書 2部 (紙及び電子データ)

7. その他

- (1) 業務打合せ

受託者は、本業務の詳細及び当該業務の範囲について委託者と連絡を密にすること。

- (2) 業務資料の貸与

委託者は、委託者が保有する業務に必要な資料を受託者に貸与する。

- (3) 成果品の管理と権利の帰属

本業務により作成された成果品に関する所有権、著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）、その他の権利は全て委託者に属するものとする。また、成果物に含まれる受託者又は第三者の著作物は、委託者のパンフレット、ポスター及び宣伝活動へも利用できるものとする。受託者は委託者の承諾なく本業務により作成された成果品を公表、貸与、使用してはならない。